

## 行政処分 の 審査請求について

令和6年2月13日に町が行った行政処分に対して、3月27日に審査請求書の提出がありました。

### ■対象の行政処分

小島地区のテレビ共同受信施設の工事に係る受益者の分担金を、積立てしていた共聴組合が松前町へ一括納入したこと

### ■審査請求の概要

▽請求人 町内在住者

▽審査処分に係る処分内容

松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に係る分担金の徴収について、分担金徴収条例に基づかない事務処理がされている。

▽審査請求の趣旨及び理由

共聴組合に分担金の支払いを委任した事実もなく、条例の遵守はもとより、松前町財務会計規則に基づいた事務処理を望む。

■標準審理期間 約6カ月

■裁決結果の公表 町広報や町ホームページで公表

## 町政意見箱

町の仕事に対する率直なご意見やご提案を募集するため、役場・町民総合センター・各支所の5カ所に町政意見箱を設置しています。3月中に寄せられ、記名された方のご意見やご提案の内容をお知らせします。なお、ご意見などの内容は簡潔にしております。

### ご意見①

3月24日に行われた、松前町長選挙について、現職石山町長は『後継指名をしない』とありました。

しかし、告示日を迎え5日目の3月23日に、突如若佐候補の選挙カーに乗りし、選挙活動を応援しております。

選挙違反にならないことは承知しております。

しかし、此度の選挙戦において二陣営での戦いの中での特定の候補者への応援は公平性に欠けるのでは。

と思いましたが、これにつき納得のいくご返答をいただけますか。

▼公務員の政治的行為の制限及び選挙運動に関する関係法令により、公職選挙法に抵触するか否かは、警察や検察、司法の場で判断されるものであります。

選挙管理委員会として判断しなければならぬものは、文書図画（ポスターや後援会看板など）の掲示のみであります。

以上により、石山町長の選挙運動及び公平性については、松前町選挙管理委員会として、回答できる立場にありませんのでご理解願います。

### ■関係法令

(1) 地方公務員の政治的行為の制限

一般職の地方公務員については、地方公務員法第36条の規定により政治的行為が制限されております。

特に選挙に際して、これらの地方公務員が特定の候補者を支持し、または反対

する目的をもって政治的行為を行うことは禁止されております。

(2) 地位利用による選挙運動の禁止

町長などの特別職を含む全ての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されております。

『その地位を利用して』とは、特に選挙運動を効果的に言い得るような影響力

または便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいうものであり、『と解釈されております。地位利用による選挙運動であるか否かは、個々具体の事例について判断されるべきであるが、次に掲げるものなどは地位利用に該当すると考えられております。

ア 補助金、交付金などの交付、契約の締結、許可、認可、検査などの職務権限を有する公務員が、地方公共団体、外郭団体、

関係団体、請負業者、関係者などに対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

イ 公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して部下または職務上のある公務員に対し、選挙に際して投票を勧誘すること。

### ご意見②

高齢者を含め単身世帯が増加しているため、5ℓや10ℓなど小さいごみ袋（特に、燃やせるごみや燃えないごみ）を使用できるようにしてほしい。

▼ご意見いただきましたごみ袋の要望については、ま

ちの需要や状況に応じて検討していきたいと思っております。